

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画旧戸板小学校地区地区計画を次のように決定する。

名 称		旧戸板小学校地区 地区計画
位 置		金沢市二口町ハ及び若宮町チの各一部
面 積		約 1.1 ha
区域の整備開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、J R金沢駅から西約 1.2 kmに位置する旧戸板小学校の跡地で、周辺には戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されている。 一体の跡地利用を周辺と調和のとれた快適な住宅地を誘導することで、魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺の戸建て住宅を中心とした良好な住環境との調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途地域の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造制限を行う。
地区建築物等に備える計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ○畜舎 ○サイロ ○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○公衆浴場 ○カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） ○葬儀場 ○ホテル又は旅館 ○店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物（平成28年6月23日以後にあっては、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物） ○建築基準法別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 ○倉庫業を営む倉庫 ○建築基準法別表第2（へ）項第1号及び第2号に掲げるもの
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地及び水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。 2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。 (1) 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地及び水路の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある部分をいう。以下同じ。）に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫 (2) 隣地及び水路の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の附属建築物
	建築物等の高さの最高限度	12m
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。 2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃紺又は濃紺を基調とした落ち着いた色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。 3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 (1) 表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 (2) 建築物等の屋根面及び屋上に設置しない。

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生け垣又は植栽によるもので「いぶき類」によるものは設けてはならない。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）</p>
--------	------------	------------	--

「区域は計画図表示のとおり」

理由

周辺の戸建て住宅を中心とした良好な住環境との調和のとれた市街地の形成を推進・誘導していくため地区計画を定めるものである。

別表

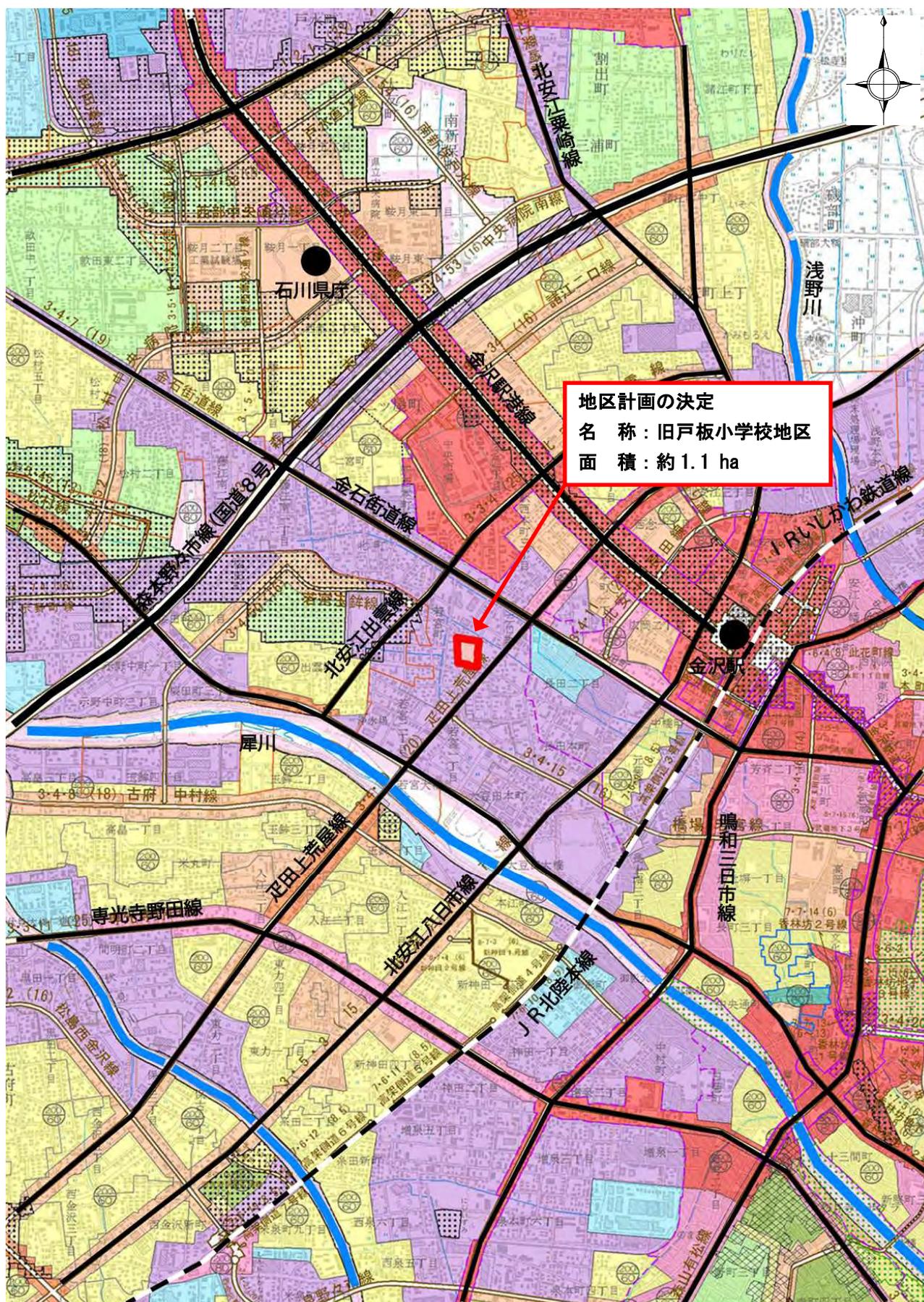
外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3、7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値



地区計画の決定

